

## 評価決定書（案）

関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律(平成23年5月25日法律第54号。以下「法」という。)附則第6条第7項の規定により、平成24年7月1日付けで、国(社会資本整備事業特別会計の空港整備勘定)から新関西国際空港株式会社に承継された資産の価額は、142,940,865,708 円とする。

価額の決定については、別添1の評価要領に従って、別添2の評価調書のとおり決定したものであり、その内訳は、別添2-1のとおりである。

同様に、関西国際空港株式会社(現 関西国際空港土地保有株式会社)から新関西国際空港株式会社に承継された資産の価額は、397,591,600,166 円、負債の価額は、397,591,600,166 円とする。

価額の決定については、別添1の評価要領に従って、別添3の評価調書のとおり決定したものであり、その内訳は、別添3-1のとおりである。

同様に、独立行政法人空港周辺整備機構から新関西国際空港株式会社に承継された資産の価額は、3,550,800,139 円、負債の価額は、1,864,206,702 円とする。

価額の決定については、別添1の評価要領に従って、別添4の評価調書のとおり決定したものであり、その内訳は、別添4-1のとおりである。

平成24年 9月18日

新関西国際空港株式会社 資産評価委員

新関西国際空港株式会社代表取締役社長

安藤 圭一

印

財務省理財局次長

飯塚 厚

印

不動産鑑定士

緒方 瑞穂

印

公認会計士・税理士

樋谷 隆夫

印

国土交通省航空局長

田村 明比古

印

## 評価要領

関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律(平成23年5月25日法律第54号。以下「法」という。)附則第6条第1項から第3項までの規定により、新関西国際空港株式会社に承継される資産及び負債(以下、「承継財産」という。)の評価は、以下により実施するものとする。なお、承継財産の価額の評価は、法附則第6条第8項の規定により、平成24年7月1日現在における時価を基準として行うものとする。

承継財産の評価額の決定は、資産及び負債の区分、内訳、金額等の事項が記載された評価調書に基づき、法附則第6条7項の規定により、評価委員が行うものとする。

### 1. 国(社会資本整備事業特別会計の空港整備勘定)から承継する資産

#### 【資産の評価方法】

科 目	評 価 方 法	備 考
貯蔵品	・最終仕入原価法に基づく原価法により評価	・「企業会計原則」第三 貸借対照表原則5
土地、建物、建物附属設備、構築物(空港区 域内に存するもの)	・不動産鑑定士による鑑定評価額及び時点修正 に係る調査価額により評価  ・但し、土壤調査が困難な物件(2 物件)につい ては、別途算定した土壤汚染除去費用を鑑定評 価額から控除して評価	
構築物(空港区域外に 存するもの)、その他有 形固定資産	・国有財産台帳及び物品管理簿の原始取得価 額を基礎として、定額法または定率法に基づく 減価償却後の価額により評価	・「企業会計原則」第三 貸借対照表原則5
無形固定資産	・取得原価を基礎として、定額法に基づく償却後 の価額により評価  ・電話加入権は、回線数に国税局長の定める標 準備額を乗じて算出した価額をもって評価	・「企業会計原則」第三 貸借対照表原則5
建設仮勘定	・取得原価により評価	・「企業会計原則」第三 貸借対照表原則5
その他資産(前払費用 等)	・適切な発生額または取引額により評価	・「企業会計原則」第三 貸借対照表原則5  ・「金融商品に関する会 計基準」IV

## 2. 関西国際空港株式会社から承継する資産及び負債

### 【資産の評価方法】

科 目	評 価 方 法	備 考
現金及び預金	・有り高により評価	・「企業会計原則」第三 貸借対照表原則5
売掛金	・取得価額(債権額)により評価	・「金融商品に関する会 計基準」IV
未収金	・取得価額(債権額)により評価	・「金融商品に関する会 計基準」IV
未収収益	・適切な期間按分計算を実施した価額により評 価	・「企業会計原則注解」 注5
商品	・売価還元法に基づく原価法(収益性の低下によ る簿価切下げ後)により評価	・「企業会計原則」第三 貸借対照表原則5
原材料及び貯蔵品	・移動平均法に基づく原価法(収益性の低下によ る簿価切下げ後)により評価	・「企業会計原則」第三 貸借対照表原則5
前払費用	・適切な期間按分計算を実施した価額により評 価	・「企業会計原則注解」 注5
空港事業固定資産		
土地、建物、建物 附属設備、構築物	・不動産鑑定士による鑑定評価額及び時点修正 に係る調査価額により評価  ・構築物のうち空港連絡橋道路部分は分割譲渡 に関する協定上の譲渡金額により評価	
リース資産	・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリ ース資産については、定額法に基づく減価償却 後の価額により評価  ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る リース資産については、リース期間を耐用年数 とし、残存価額を零とする定額法に基づく減価償 却後の価額により評価	・「リース取引に係る会 計基準」
その他の有形固定 資産	・定額法に基づく減価償却後の価額により評価  ・減損処理を行っている場合は、当該減損損失 額を控除した後の価額をもって評価	・「企業会計原則」第三 貸借対照表原則5
無形固定資産	・定額法に基づく償却後の価額により評価  ・減損処理を行っている場合は、当該減損損失 額を控除した後の価額をもって評価  ・電話加入権は、回線数に国税局長の定める標 準備額を乗じて算出した価額をもって評価	・「企業会計原則」第三 貸借対照表原則5

科 目	評 価 方 法	備 考
<b>鉄道事業固定資産</b>		
土地、建物、建物 附属設備、構築物	・不動産鑑定士による鑑定評価額及び時点修正に係る調査価額により評価	
	・定額法に基づく減価償却後の価額により評価 ・減損処理を行っている場合は、当該減損損失額を控除した後の価額をもって評価	・「企業会計原則」第三 貸借対照表原則5
	・定額法に基づく償却後の価額により評価 ・減損処理を行っている場合は、当該減損損失額を控除した後の価額をもって評価	・「企業会計原則」第三 貸借対照表原則5
<b>各事業関連固定資産</b>		
土地、建物、建物 附属設備、構築物	・不動産鑑定士による鑑定評価額及び時点修正に係る調査価額により評価	
	・定額法に基づく減価償却後の価額により評価 ・減損処理を行っている場合は、当該減損損失額を控除した後の価額をもって評価	・「企業会計原則」第三 貸借対照表原則5
	・定額法に基づく償却後の価額により評価 ・減損処理を行っている場合は、当該減損損失額を控除した後の価額をもって評価 ・電話加入権は、回線数に国税局長の定める標準価額を乗じて算出した価額をもって評価	・「企業会計原則」第三 貸借対照表原則5
建設仮勘定	・取得原価により評価	・「企業会計原則」第三 貸借対照表原則5
関係会社株式	・時価(実質価額)により評価	・「金融商品に関する会計基準」IV
関係会社貸付金	・取得価額(債権額)により評価	・「金融商品に関する会計基準」IV
差入保証金	・取得価額(債権額)により評価	・「金融商品に関する会計基準」IV
その他資産(立替金、仮払金等)	・適切な発生額または取引額により評価	・「企業会計原則」第三 貸借対照表原則5 ・「金融商品に関する会計基準」IV
貸倒引当金	・一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をもって評価	・「金融商品に関する会計基準」V

**【負債の評価方法】**

科 目	評 価 方 法	根 拠
買掛金	・債務額により評価	・「金融商品に関する会計基準」IV
社債	・債務額により評価	・「金融商品に関する会計基準」IV
リース債務	・適切な取引額により評価	・「リース取引に係る会計基準」
未払金	・債務額により評価	・「金融商品に関する会計基準」IV
未払費用	・適切な期間按分計算を実施した価額により評価	・「企業会計原則注解」注5
賞与引当金	・従業員に対して支給する賞与の支給対象期間に対応する支給見込額により評価	・「企業会計原則注解」注18
ポイント引当金	・カード会員に付与したポイント残高に対する将来の使用見積り額により評価	・「企業会計原則注解」注18
退職給付引当金	・事業年度末の退職給付債務に基づき、承継時において発生していると認められる額で評価	・「退職給付に係る会計基準」
預り保証金	・債務額により評価	・「金融商品に関する会計基準」IV
その他負債(前受金、預り金等)	・適切な発生額または取引額により評価	・「金融商品に関する会計基準」IV

### 3. 独立行政法人空港周辺整備機構から承継する資産及び負債

#### 【資産の評価方法】

科 目	評 価 方 法	備 考
現金及び預金	・有り高により評価	・「企業会計原則」第三 貸借対照表原則5
未収金	・取得価額(債権額)により評価	・「金融商品に関する会 計基準」IV
貯蔵品	・最終仕入原価法に基づく低価法により評価	・「企業会計原則」第三 貸借対照表原則5
前払費用	・適切な期間按分計算を実施した価額により評 価	・「企業会計原則注解」 注5
有形固定資産		
土地、建物	・不動産鑑定士による鑑定評価額及び時点修正 に係る調査価額により評価	
その他有形固定 資産	・定額法に基づく減価償却後の価額により評価	・「企業会計原則」第三 貸借対照表原則5
無形固定資産	・定額法に基づく償却後の価額により評価 ・電話加入権は、回線数に国税局長の定める標 準価額を乗じて算出した価額をもって評価	・「企業会計原則」第三 貸借対照表原則5
その他資産	・適切な発生額または取引額により評価	・「企業会計原則」第三 貸借対照表原則5 ・「金融商品に関する会 計基準」IV
貸倒引当金	・一般債権については貸倒実績率により、貸倒 懸念債権等特定の債権については、個別に回 収可能性を勘案し、回収不能見込額をもって評 価	・「金融商品に関する会 計基準」V

#### 【負債の評価方法】

科 目	評 価 方 法	備 考
未払金	・債務額により評価	・「金融商品に関する会 計基準」IV
未払費用	・適切な期間按分計算を実施した価額により評 価	・「企業会計原則注解」 注5
借入金	・債務額により評価	・「金融商品に関する会 計基準」IV

前受金	・適切な発生額または取引額により評価	・「金融商品に関する会計基準」IV
空港周辺整備機構債券	・債務額により評価	・「金融商品に関する会計基準」IV
賞与引当金	・従業員に対して支給する賞与の支給対象期間に対応する支給見込額により評価	・「企業会計原則注解」注18
退職給付引当金	・自己都合退職金要支給額により評価	・「退職給付に係る会計基準」
預り敷金・保証金	・債務額により評価	・「金融商品に関する会計基準」IV
その他負債	・適切な発生額または取引額により評価	・「金融商品に関する会計基準」IV